

第1章 総論

I. はじめに

1. 本書のねらい

交通事故の発生に伴い、被害者（本書では、原則として「被害者」には、被害者本人とその遺族や家族を含むものとする。以下同じ。）は、さまざまな困難な問題に直面し、身体的、精神的、経済的に大きな打撃を受ける。それらからの問題の解決は容易ではなく、また打撃からの回復は困難であることが多い。

本書は被害者が直面するさまざまな問題のうち、特に精神的な問題を取り上げ、その実態を明らかにすると同時に、それらの問題への対応について論じるものである。とりわけ被害者が打撃から回復するには、どのような支援が必要であるか、また実際にどのような支援が行われているのかについて、詳しく説明しようとするものである。

本書の読者の中には、交通事故の被害者に接触する機会が多い方もいると思われるが、本書が扱おうとする事柄については、今まであまり学ぶ機会がなかったのではないかと推測する。

本書を通じて、これらの事柄についての理解が深まることを願うものである。

2. 交通事故被害者支援についての基本的な考え方

交通事故の被害者がさまざまな問題に直面し、被害者の直面する身体的、精神的、経済的打撃が大きいことはすでに指摘したとおりである。

ところで人間には問題を自力で解決し、打撃から回復する力、すなわち問題解決力や回復力を備えているものであるから、このような問題を解決し、打撃から回復するのは、基本的には本人の自助努力に委ねられるはずである。

したがって、交通事故の被害者にも基本的には自助努力が求められることになる。しかしながら、交通事故の被害者の直面する問題と打撃は、犯罪被害者が直面するものと同じように極めて大きなものであるから、被害者の自助努力のみに委ねることは適当ではない。そこで、本人の自己決定を尊重しながら、本人自らの問題解決や立ち直りを支援することが必要となる。

従来このような支援は、家族や地域に委ねられていたが、核家族化、都市化、近代化の進行に伴い、家族や地域からの支援を受けることは次第に困難になってきている。そこで、何らかの公的な被害者支援のための枠組みや制度を整備することが重要となる。

なお、被害者の直面する身体的問題やそれに伴う経済的問題については、救済制度あるいは支援制度が次第に充実してきているが、精神的問題について本人の立ち直りを支援する制度は未だ整備されていない。

本書は、交通事故の被害者の精神的問題とその対応について扱うものであるが、その理由と重要性は以上のことから明らかになったと思われる。

3. 本書の内容

本書は交通事故の被害者の精神的な問題とそれへの対応について論じるものであるが、この章では交通事故の被害者が直面するさまざまな問題について、全般にわたって広く論じ、個々の問題を扱う各章との関連を明らかにしようとするものである。

Ⅱ. 交通事故をめぐる諸問題

1. 交通事故とは何か

「交通事故」とは、その名のとおり交通に関する事故の総称であるから、自転車、バイク、自動車、鉄道、航空機、船舶などの交通手段に関するすべての事故を指すことになる。この意味での交通事故には多種多様なものがあるが、われわれの日常生活に密接に関係し、被害者支援の観点から重要なのはいうまでもなく自動車による交通事故である。

これらの自動車による交通事故によって、財産上の損害のみが発生する場合もあるが、生命や身体に被害が生じる場合も多い。以下これらを「人身事故」と呼ぶことにする。これらの人身事故の中には「事故」を装いながらも、実際には保険金などを得るために、自動車をういて故意に人を殺したり、ケガをさせたりするものもある。この場合には当然、殺人や傷害の罪にあたる行為として捜査が行われることになる。

また、自動車事故の背景として、酒気帯び・酒酔い運転、過労運転、無免許運転、最高速度違反、信号無視などの行為が関わっている場合もある。さらには人身事故が発生させた後、救助や報告をしないで逃げ去ることが伴う場合もある。これらの場合には道路交通法違反に関する事件として、捜査が行われる。

これらの状況も、交通事故をめぐる問題の一つとして取り上げることもできようが、以下では説明を簡略にし、混乱を避けるために、自動車を運転中に注意を怠ったために人の死傷という被害が発生した場合、および酒気帯び運転または酒酔い運転に伴って発生した人身事故に限定して説明を進めることとする。

